

Money&Investment

パート主婦、年内の稼ぎ方

配偶者の扶養内で働くパート社員は年内の仕量量の調整を考へ始める時期だ。配偶者控除と配偶者特別控除の改正で2018年から、税制上の「103万円の壁」は「150万円の壁」になった。収入拡大の機会だが注意すべき壁は税制以外にもある。「損しない」働き方を考へてみた。

夫の手当に影響も

「配偶者控除の仕組みが変わって年収の壁が上がったので、今年は昨年までより稼ごう」と思っていた。この話するのは東京都調布市に住む横川美紀さん（仮名、54）。2年半前に保育士としてフルタイムで働いていた保育園を辞め、大手企業で働く夫の扶養

に入った。現在はパートタイムの保育士として働く。

18年から配偶者控除と配偶者特別控除が改正された。これまで通り配偶者の年収が103万円を超えると配偶者特別控除が適用となるが、控除額が減額され始める基準となる配偶者の所得上限額が年収150万円（所得85万円）に引き上げられた。

配偶者の年収が150万円を超えると段階的に控除額が下がり、201万6千円（同123万円）で0円となる。17年までは配偶者が年収103万円（同38万円）を超えると控除額が段階的に減額し、141万円（同76万円）で0円となっていた。

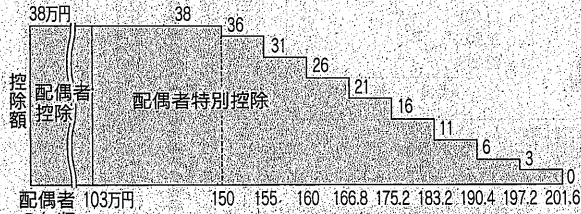
税理士の柴原一氏が「最も大きな変更点」として挙げるのが納税者の所得制限を新たに設けた点だ。年収1120万円（所得90万円）以下なら控除額は38万円。この額を超えると段階的に適用される控除額が下がり、年収120

20万円（同1000万円）で0円となる。柴原氏は「控除を受けていた高所得世帯は家計に大きな影響が出そう」と指摘する。

税制面の「壁」は150万円に引き上げられたが、扶養内で働くすべての人が「働き損」を意識せず150万円まで収入を増やせるわけではない。収入の壁は控除以外にも複数存在する。

横川さんも配偶者控除以外の壁に阻まれ、収入増を諦めたという。「手当の壁」だ。企業が独自に支給する「配偶者手当」は多くの場合、配偶

▲ 年収と控除額の関係（納税者の年収が1120万円以下の場合）

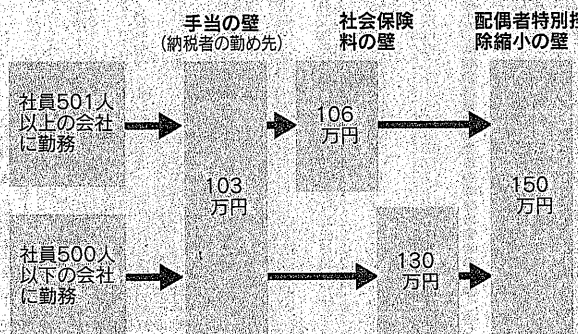


(注) 税理士法人柴原事務所作成

■ 2018年から高所得者は負担増に

給与年収	配偶者控除額
1120万円以下	38万円
1120万～1170万円以下	26万円
1170万円～1220万円以下	13万円
1220万円超	0円

■ 扶養内で働く人に立ちはだかる収入の壁



税は150万円の壁、社保に留意

者の年収基準を配偶者控除と同じ103万円以下と定めている。横川さんの夫の企業も同様で「月数万円の手当がゼロになってしまうので、自分が仕事を増やす意味がない」と肩を落とす。

横川さんの9月末までの収入は80万円を超えており、残り3カ月は昨年同様、仕事をセーブする必要が出てきた。

大幅増収狙いも手

社会保険の壁も存在する。働き方にもよるが、勤め先が501人以上の企業なら106万円を超えると扶養から外れ自分で保険料を負担する必要がある。500人以下の企業は130万円が壁となる。

社会保険労務士の井戸美枝氏によると保険料の負担増は年収14万円、150万円以下の収入では、給与が増えても手取りが減る可能性が高い。井戸氏は「会社にもよるが、保険料を負担しても手取りを増やせる損益分岐点は年収約156万円（社員501人以上の大企業では125万円）だ。バリバリ働いて収入を大幅に増やすのも手だ」と助言する。収入を増やして厚生年金に加入すれば将来、自分の年金額も増やせる。

今年も残すところ3カ月を切った。扶養内で働く人は、配偶者控除額の基準とともに勤め先や家族の状況などを考慮し、今後はどう働いていくのかを長期視点で考える契機にしたい。

(岡田真知子)